

## 司法制度改革審議会意見書より抜粋（72～74ページ）

## 3. 司法試験

- 司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。
- 新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設けるべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者には、新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。
- 経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験受験については3回程度の受験回数制限を課すべきである。
- 新司法試験は、平成17（2005）年度に予想される法科大学院の初めての修了者を対象とする試験から実施すべきである。
- 新司法試験実施後も5年間程度は、併行して現行司法試験を引き続き実施すべきである。
- 現行司法試験の合格枠制（丙案）は、現行試験合格者数が1,500人に達すると見込まれる平成16（2004）年度から廃止すべきである。

## (1) 基本的性格

「点」のみによる選抜から「プロセス」としての新たな法曹養成制度に転換するとの観点から、その中核としての法科大学院制度の導入に伴って、司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。

## (2) 試験の方式及び内容

法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。

新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。

新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。

### (3) 受験資格

法科大学院制度の導入に伴い、適切な第三者評価の制度が整備されることを踏まえ、それによる適格認定を受けた法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に對置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

いずれにしても、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、上記のような法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべきである。なお、予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることとした場合の受験回数については、別途検討が必要である。

上記のように第三者評価による適格認定に基づいて司法試験管理委員会が法科大学院の修了者に新司法試験の受験資格を認める場合には、適格と認定されていた法科大学院について、その認定が第三者評価を実施する機関によって取り消されることとなったときに、新司法試験の受験資格について、当該法科大学院の在學生に不測の不利益を与えないよう適切な配慮が必要である。

授 業 科 目 一 覧

	1 年 次				2 年 次		3 年 次		修了要件								
	科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	小区分 単 位	大区分 単 位	合 計 単 位						
〔1〕 法律基本科目群 ※全部必修	公法系	統治の基本構造 2	基本的人権の基礎 2	公法総合Ⅰ (法と行政)	2	公法総合Ⅱ (司法審査論)	公法総合Ⅲ (基本的人権)	3	10	単 位 必 修	55						
				民法Ⅰ (総則・物権・担保)	4							民法Ⅲ (不法行為法)	2	民法法総合Ⅰ (民法中心)	4	32	単 位 必 修
				民法Ⅱ (契約法)	4							民法Ⅳ (親族・相続)	2	民法法総合Ⅱ (商法中心)	3		
商法 (会社・総則等)	4	民事訴訟法	3	民法法総合Ⅲ (民事訴訟法中心)	3												
刑事系	刑 法	3	刑事訴訟法	3	刑事法総合Ⅰ (刑法中心)	3	刑事法総合Ⅱ (刑事訴訟法中心)	2	13	単 位 必 修							
〔2〕 実務基礎科目群	法情報調査	1		民事訴訟実務の基礎	2	刑事訴訟実務の基礎	2	法曹倫理	2	7	10	単 位 必 修					
				法文書作成	1	ローヤリング	1	3	単 位 選 択 必 修								
				模擬裁判	1	エクスターンシップ	1	1									
〔3〕 基外 礎国 法法 学科 ・目 群			英米法総論	英米公法	2	英米私法	3	アジア・ビジネス法	2	6	単 位 選 択 必 修						
				Foreign Law Seminar	1	法理学	3	比較法文化論	2								
				ヨーロッパ法	2												

修了に必要な最低修得単位 99単位

[4] 展 開 ・ 先 端 科 目 群	生活紛争と法	2	<2～3年次配当科目>		<3年次配当科目>		28	単 位 選 択 必 修	(修了に必要な最低修得単位 99単位)
			ビジネス法務戦略	3	コーポレート・ガバナンスと法	2			
			保険法	2	企業取引と法	3			
			企業金融と法	2	証券取引法	2			
					ベンチャー・ビジネスと法	2			
			経済法	3					
			独占禁止手続法	2					
			裁判外紛争解決制度	2	事業再生法	2			
			倒産処理法Ⅰ	2					
			倒産処理法Ⅱ	2					
			民事執行・保全法	2	国際取引法	2			
					比較契約法	2			
			国際私法Ⅰ	2	現代不動産法	2			
			国際私法Ⅱ	2	現代担保法	2			
					社会保障法	2			
			労働法	3	医療と法	2			
					消費者法	2			
			家事紛争と法	2	環境法	2			
			ジェンダーと法	2	戦略的特許ライセンス契約論	2			
知的財産法Ⅰ	2	ものづくり支援法務	2						
知的財産法Ⅱ	2	エンタテインメント/スポーツと法	2						
情報法	2								
IT社会と法Ⅰ	2	IT社会と法Ⅱ	2						
政策形成と法	2								
自治体ローヤリング	2								
現代司法論	2	憲法訴訟論	2						
先端・専門訴訟の実務	2	実務行政訴訟	2						
租税法	2								
国際租税法	2								
租税政策論	2								
国際法総論	2								
国際人権法	2	国際刑事法	2						
国際交渉論	2	経済刑法	2						
国際経済法	2	組織・企業の不正活動と法	2						
社会安全政策と法	2								
被害者と法	2	矯正と法	2						
[5] 演 習			テーマ演習Ⅰ	1					
			テーマ演習Ⅱ	2					
			研究特論(リサーチ・ペーパー)	2					
年次別最低履修単位	30単位		69単位			99単位			
年次別最高履修単位	34単位		38単位	40単位		修業年限までに履修できる最高履修単位 112単位			

注1) 模擬裁判、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックは、2年次の前期には履修できません。

注2) 「年次別最高履修単位」の取扱いについては、詳細をP.15以降の「履修登録上の留意事項」で確認してください。

司法制度改革審議会意見書より抜粋（86～87ページ）  
下線は日弁連付加

## 7. 隣接法律専門職種の利用等

- 訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、
  - 司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。
  - 弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
  - 税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである。
  - 行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。
- ADR を含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。
- 弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。
- ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）実現のため、弁護士と隣接法律専門職種などによる協働を積極的に推進するための方策を講じるべきである。

弁護士法第 72 条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している。一方、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などのいわゆる隣接法律専門職種は、それぞれの業法に定められたところに従い、限定的な法律事務を取り扱っている。

弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。

このような観点に立ち、訴訟手続においては、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、少なくとも、司法書士の簡易裁判所での訴訟代理権（簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても同様）、弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである（なお、この点については、第151回＜平成13年＞国会での税理士法改正法案の可決・成立により、立法措置が行われたところである。）。

行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。

また、ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図ることも重要である。具体的な関与の在り方については、後述する弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて判断すべきである。その際、当該法律事務の性質と実情、各職種の業務内容・専門性やその実情、その固有の職務と法律事務との関連性、法律事務に専門性を活用する必要性等を踏まえ、その在り方を個別的に検討し、こうした業務が取扱い可能であることを法制上明確に位置付けるべきである。なお、弁護士法第72条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

弁護士と隣接法律専門職種その他の専門資格者による協働については、依頼者の利便の向上を図る観点から、ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）を積極的に推進し、その実効を上げるための方策を講じるべきである。その際、収支共同型や相互雇用型等の形態などいわゆる異業種間共同事業の容認の可否については、更に検討すべきである。

## 司法制度改革推進本部ホームページより

## 今後の司法制度改革の推進について

平成16年11月26日  
司法制度改革推進本部決定

## 1 司法制度改革推進本部解散後の体制について

司法制度改革推進本部においては、司法制度改革推進法に基づき、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、司法制度改革を着実に推進してきた。

司法制度改革推進本部解散後は、これまでの一連の改革の成果を国民が実感できるよう、改革の本旨に従った制度の実施を図ることが重要であり、法務省等の実施担当府省と総合調整を行う内閣官房において、必要十分な体制の下に、引き続き改革に取り組んでいく必要がある。

## 2 裁判外紛争解決手続における隣接法律専門職種の活用について

裁判外紛争解決手続の利用を促進していくためには、手続実施者のみならず、代理人についても、利用者が適切な隣接法律専門職種を選択できるよう制度整備を図っていく必要がある。

そこで、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、別紙に掲げる方向性に沿って、裁判外紛争解決手続における当事者の代理人としての活用を図ることとし、所管府省を中心に、できるだけ早期の具体化に向け、今後、関係法案の提出を含め、所要の措置を講じていく必要がある。

また、税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする。

さらに、例えば、税理士の有する専門的知見を租税の関連する民事紛争において手続実施者等の相談者として活用するなど、各隣接法律専門職種が、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用の促進に寄与していくことが期待される。

## 3 法令外国語訳の基盤整備の推進について

グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。

今後、政府として、各府省が横断的に参加する検討会議を開催し、有識者の意見も十分尊重した上で、法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。

---

(別紙)

1. 司法書士

司法書士の簡裁訴訟代理関係業務(注 1)に民事紛争(簡易裁判所の事物管轄を基準とする。)に関する仲裁手続について代理することを加える。

2. 弁理士

弁理士の仲裁代理業務(注 2)の対象となる紛争に著作権に関する紛争を加えるとともに、対象となる手続には仲裁手続以外の裁判外紛争解決手続が含まれることを明確化する。また、仲裁代理業務に関して、裁判外紛争解決手続の業務を行う団体の新規の指定を進める。

3. 社会保険労務士

信頼性の高い能力担保措置を講じた上で(注 3)、次に掲げる事務を社会保険労務士の業務に加える。併せて、開業社会保険労務士が労働争議に介入することを原則として禁止する社会保険労務士法の規定を見直す。

- (1) 都道府県知事の委任を受けて地方労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき都道府県労働局(紛争調整委員会)が行う調停の手続について代理すること。
- (2) 個別労働関係紛争(紛争の目的となる価額が 60 万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から裁判外紛争解決手続の代理を受任しているものに限る。)の裁判外紛争解決手続(厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る。)について代理すること。

4. 土地家屋調査士

信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(弁護士が同一の依頼者から裁判外紛争解決手続の代理を受任しているものに限る。)に係る裁判外紛争解決手続(法務大臣が指定する団体が行うものに限る。)について代理することを土地家屋調査士の業務に加える。

(注 1) 司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号(和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続についての代理は、これに含まれる。)に規定する「簡裁訴訟代理関係業務」をいう。

(注 2) 弁理士法第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる事務をいう。

(注 3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき都道府県労働局(紛争調整委員会)が行うあっせんの手続について代理する業務に関しても、併せて、信頼性の高い能力担保措置を講ずるものとする。

(注4) 1から4までにおける裁判外紛争解決手続の代理の事務には、裁判外紛争解決手続の代理を受任する前に依頼者の相手方と和解交渉を行うことは含まれないが、次に掲げる事務は、原則として、含まれることとなる。

1) 裁判外紛争解決手続の代理を受任する際に依頼者からの相談に応じること

2) 裁判外紛争解決手続の代理を受任した後、当該裁判外紛争解決手続の開始から終了までの間に依頼者の紛争の相手方と和解のための交渉を行うこと

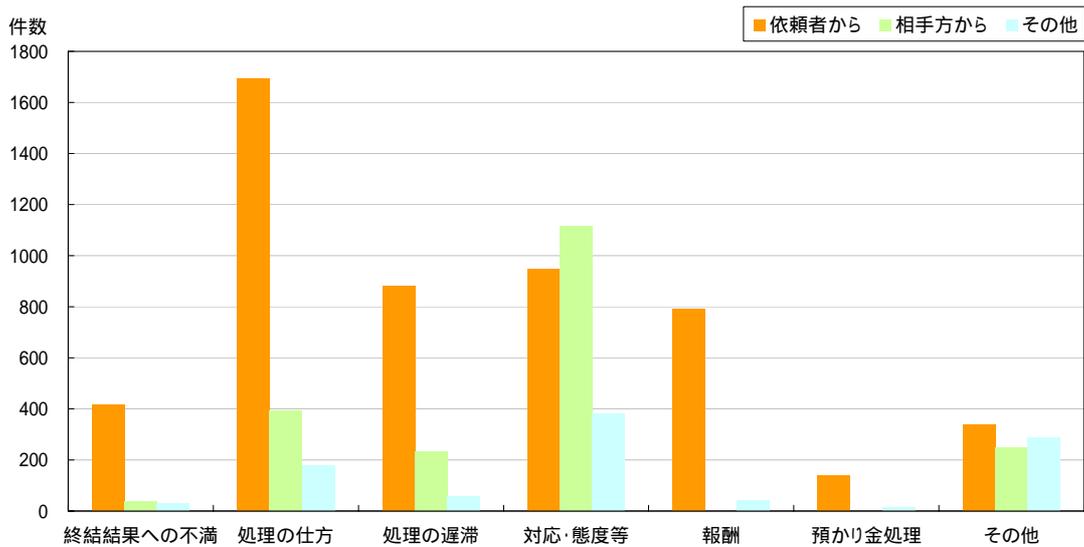
3) 裁判外紛争解決手続で成立した合意に基づき和解契約を締結すること

### 第3節 苦情及び紛議調停

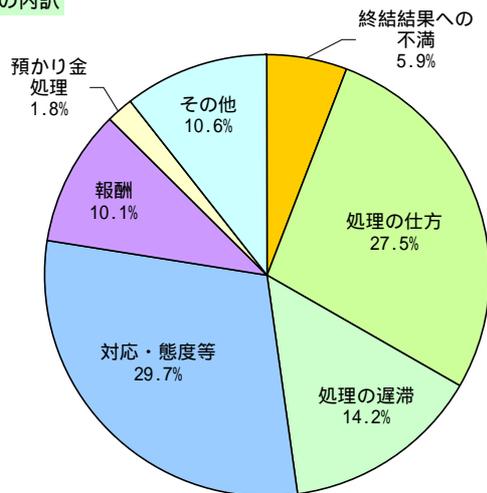
#### 1 弁護士に対する苦情申立て

弁護士の対応等について苦情がある場合、事件の相手方や依頼者は弁護士会に対して苦情などを申し立てることができる。各弁護士会では、受付窓口として「市民窓口」を設け、市民からの苦情に対応している。

以下は、2005年1月から12月に全国の弁護士会の市民窓口で申し立てられた苦情を、申立人別・内容別に取りまとめたものである。



2005年の内訳



市民窓口内容別受付件数一覧（弁護士会別）

		最終結果 への不満	処理の 仕方	処理の 遅滞	対応・ 態度等	報酬	預かり金 処理	その他	合 計	苦情の 対象 弁護士数	弁護士数
北海道 弁連	札幌	2	47	51	101	3	0	95	299	254	385
	函館	2	2	1	7	0	0	1	13	9	30
	旭川	0	3	1	4	1	0	0	9	8	34
	釧路	7	6	6	13	1	0	2	35	22	39
東北 弁連	仙台	4	24	16	43	5	2	9	103	87	243
	福島県	0	2	6	6	0	0	2	16	13	94
	山形県	1	5	5	12	3	0	0	26	26	60
	岩手	2	3	1	8	6	0	3	23	19	62
	秋田	0	2	4	6	1	0	4	17	17	53
	青森県	0	0	3	1	0	0	0	4	4	46
関東 弁連	東京	76	427	160	384	184	39	134	1,404	1,158	4,856
	第一東京	8	71	37	120	28	7	11	282	222	2,886
	第二東京	30	185	43	232	55	6	61	612	496	2,957
	横浜	18	106	88	209	40	3	85	549	437	829
	埼玉	11	69	52	100	21	0	16	269	269	375
	千葉県	4	9	12	12	0	0	0	37	37	336
	茨城県	0	4	6	7	0	0	2	19	19	117
	栃木県	0	12	5	14	1	0	3	35	34	107
	群馬	1	17	12	19	1	0	1	51	47	146
	静岡県	4	19	11	37	7	1	2	81	74	236
	山梨県	3	6	5	16	5	0	4	39	21	66
	長野県	6	19	7	12	4	1	4	53	36	125
	新潟県	0	11	2	9	2	1	1	26	26	149
中部 弁連	愛知県	27	172	72	148	73	17	178	687	654	1,010
	三重	1	10	7	13	4	0	10	45	41	84
	岐阜県	0	4	2	2	1	0	2	11	11	101
	福井	0	1	3	1	0	0	2	7	7	50
	金沢	1	4	5	8	2	0	6	26	18	93
	富山県	0	2	1	3	0	0	2	8	8	60
近畿 弁連	大阪	225	668	245	386	252	56	67	1,899	960	2,977
	京都	1	20	39	40	17	2	24	143	142	396
	兵庫県	9	73	47	72	27	1	19	248	194	491
	奈良	1	9	6	14	1	1	12	44	31	103
	滋賀	0	6	10	17	4	0	4	41	32	57
	和歌山	2	10	3	9	0	0	3	27	19	74
中国 弁連	広島	5	46	26	39	3	1	29	149	137	308
	山口県	2	9	7	12	1	0	4	35	30	88
	岡山	2	32	23	69	11	0	27	164	110	197
	鳥取県	0	1	1	1	0	0	0	3	3	31
	島根県	0	2	2	14	0	0	2	20	18	32
四国 弁連	香川県	0	5	5	2	1	0	0	13	8	91
	徳島	1	9	4	8	0	0	0	22	15	53
	高知	0	1	3	4	3	0	0	11	9	60
	愛媛	1	3	1	8	0	0	3	16	14	98
九州 弁連	福岡県	11	67	53	99	48	4	14	296	263	677
	佐賀県	0	4	1	3	1	0	4	13	12	48
	長崎県	2	12	5	16	0	0	0	35	30	82
	大分県	0	1	0	1	0	0	1	3	3	81
	熊本県	3	13	37	33	1	2	3	92	71	142
	鹿児島県	2	8	6	17	2	0	0	35	35	94
	宮崎県	3	5	1	6	1	0	6	22	22	62
沖縄	4	16	21	26	9	7	12	95	63	188	
合 計		482	2,262	1,170	2,443	830	151	874	8,212	6,295	22,059

【注】1. 弁護士数は、2005年12月31日現在の正会員数である。  
2. 一人の弁護士に複数の苦情が申し立てられている場合がある。

市民窓口申立人・内容別受付件数一覧（弁護士会別）

		依頼者から								相手方から					その他								
		最終結果への不満	処理の仕方	処理の遅滞	対応・態度等	報酬	預かり金処理	その他	苦情の対象弁護士数	最終結果への不満	処理の仕方	処理の遅滞	対応・態度等	その他	苦情の対象弁護士数	最終結果への不満	処理の仕方	処理の遅滞	対応・態度等	報酬	預かり金処理	その他	苦情の対象弁護士数
北海道 弁連	札幌	2	22	33	34	3	0	18	95	0	23	14	41	50	116	0	2	4	26	0	0	27	43
	函館	2	2	1	6	0	0	0	8	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	旭川	0	2	0	4	1	0	0	6	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	釧路	2	6	5	6	1	0	1	13	5	0	1	5	1	7	0	0	0	2	0	0	0	2
東北弁連	仙台	3	16	13	14	5	1	2	40	1	5	2	23	2	28	0	3	1	6	0	1	5	19
	福島県	0	2	6	3	0	0	2	10	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	1	3	4	6	3	0	0	17	0	2	1	6	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	2	2	1	6	6	0	0	13	0	1	0	2	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田県	0	2	3	1	1	0	0	7	0	0	1	5	2	8	0	0	0	0	0	0	2	2
	青森県	0	0	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東弁連	東京	71	299	104	103	176	36	49	665	3	89	42	246	31	362	2	39	14	35	8	3	54	131
	第一東京	7	49	27	36	26	5	4	109	1	20	9	71	3	93	0	2	1	13	2	2	4	20
	第二東京	27	117	35	78	52	4	20	243	0	49	6	117	14	168	3	19	2	37	3	2	27	85
	横浜	15	75	67	80	32	2	31	217	2	12	11	68	22	112	1	19	10	61	8	1	32	108
	埼玉	9	48	42	53	21	0	6	179	0	15	9	21	5	50	2	6	1	26	0	0	5	40
	千葉県	2	4	6	2	0	0	0	14	2	5	6	8	0	21	0	0	0	2	0	0	0	2
	茨城県	0	1	4	0	0	0	0	5	0	3	2	5	0	10	0	0	0	2	0	0	2	4
	栃木県	0	10	4	5	1	0	2	21	0	2	1	5	0	8	0	0	0	4	0	0	1	5
	群馬	1	13	11	8	1	0	0	31	0	3	1	9	0	12	0	1	0	2	0	0	1	4
	静岡県	4	14	10	24	7	1	0	53	0	4	1	11	0	16	0	1	0	2	0	0	2	5
	山梨県	2	4	5	6	4	0	2	8	1	2	0	3	0	4	0	0	0	7	1	0	2	9
	長野県	5	16	5	5	4	1	2	22	1	1	0	6	1	9	0	2	2	1	0	0	1	5
	新潟県	0	8	1	4	2	1	0	16	0	2	1	4	1	8	0	1	0	1	0	0	0	2
中部弁連	愛知県	24	154	59	105	73	17	88	486	2	17	11	40	57	128	1	1	2	3	0	0	33	40
	三重	1	6	6	5	4	0	2	22	0	3	0	5	2	8	0	1	1	3	0	0	6	11
	岐阜県	0	4	1	1	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	4
	福井県	0	1	3	1	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	金沢	0	2	3	4	1	0	2	9	1	2	1	3	1	5	0	0	1	1	1	0	3	4
	富山県	0	1	1	3	0	0	0	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2
近畿弁連	大阪	190	585	205	159	246	54	38	662	18	46	34	204	1	219	17	37	6	23	6	2	28	79
	京都	1	16	33	15	17	1	7	92	0	4	6	19	11	40	0	0	0	6	0	1	6	10
	兵庫県	9	37	36	26	24	1	7	98	0	19	9	29	7	57	0	17	2	17	3	0	5	39
	奈良	1	5	6	2	1	1	2	13	0	1	0	4	4	6	0	3	0	8	0	0	6	12
	滋賀	0	4	3	12	4	0	0	16	0	1	7	0	0	6	0	1	0	5	0	0	4	10
	和歌山	2	8	2	4	0	0	0	10	0	2	0	4	2	7	0	0	1	1	0	0	1	2
中国弁連	広島	4	31	18	12	3	1	13	77	0	14	7	13	8	36	1	1	1	14	0	0	8	24
	山口県	2	6	5	1	0	0	1	11	0	2	2	6	2	12	0	1	0	5	1	0	1	7
	岡山	2	16	17	24	10	0	17	57	0	14	6	36	4	41	0	2	0	9	1	0	6	12
	鳥取県	0	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	0	1	1	1	0	0	0	3	0	1	1	7	0	7	0	0	0	6	0	0	2	8
四国弁連	香川県	0	4	5	2	1	0	0	7	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島	1	6	4	4	0	0	0	8	0	3	0	3	0	6	0	0	0	1	0	0	0	1
	高知	0	0	2	1	2	0	0	5	0	1	1	2	0	3	0	0	0	1	1	0	0	1
	愛媛	1	1	1	3	0	0	0	5	0	2	0	5	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0
九州弁連	福岡県	11	47	40	43	44	4	10	169	0	8	12	30	3	52	0	12	1	26	4	0	1	42
	佐賀県	0	2	1	0	1	0	0	3	0	2	0	2	2	6	0	0	0	1	0	0	2	3
	長崎県	2	7	3	2	0	0	0	11	0	3	1	8	0	11	0	2	1	6	0	0	0	8
	大分県	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県	3	9	24	10	1	2	2	37	0	2	7	17	0	21	0	2	6	6	0	0	1	13
	鹿児島県	1	6	3	8	2	0	0	20	1	2	3	5	0	11	0	0	0	4	0	0	0	4
	宮崎県	2	3	1	4	1	0	0	11	0	2	0	1	5	8	1	0	0	1	0	0	1	3
	沖縄	4	12	6	7	8	7	7	33	0	2	15	13	1	20	0	2	0	6	1	0	4	10
合計	416	1,691	880	946	790	139	336	3,684	38	394	232	1,116	249	1,775	28	177	58	381	40	12	289	836	

次の表は、「弁護士会別苦情処理結果別件数一覧」である。弁護士会が苦情の申し立てに対応した7,499件のうち、対象会員に対して苦情があったことを伝えるなどの何らかの働きかけをしたものは、1,587件（21.1%）であり、話を聞く、話し合いを勧めるなど申立人への助言といった対応が大勢を占めている。

### 苦情処理結果別件数一覧（弁護士会別）

年間総件数 7,499件 (2005年1～12月)											
苦情処理結果	話を聞いた というだけで	依頼した 弁護士とよ うに話した よう勧め	苦情内容を 文書にし て出すよう 勧めた	法律相談を 受けるよ う勧めた	対象会員に 対して、 苦情のあ ったこと を伝えた	対象会員に 説明を求 めた	対象会員に 助言・指 導等をした	懲戒制度・ 報酬制度 を説明し た	申立書モ デルを渡 した	その他	
北海道弁連	札幌	56	21	2	17	69	4	3	6	22	89
	函館	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1
	旭川	7	2	0	1	2	0	0	0	0	0
	釧路	2	1	0	0	7	0	2	0	7	6
東北弁連	仙台	15	15	1	1	48	3	9	12	6	20
	福島県	2	2	1	0	7	0	0	0	1	2
	山形県	5	3	0	2	9	0	1	5	3	3
	岩手	2	0	0	0	14	5	1	1	0	0
	秋田	2	6	0	2	2	1	2	1	0	2
	青森県	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
関東弁連	東京	322	262	15	155	183	11	11	197	97	99
	第一東京	27	34	3	23	70	4	4	52	29	41
	第二東京	42	59	9	35	88	2	5	89	46	268
	横浜	44	59	3	13	74	2	11	55	55	245
	埼玉	48	49	17	21	67	18	8	28	18	16
	千葉県	2	6	0	0	18	1	1	1	0	8
	茨城県	2	0	0	1	8	3	5	0	0	6
	栃木県	4	4	0	2	13	1	3	3	0	7
	群馬	2	8	0	0	4	0	0	3	2	1
	静岡県	18	9	1	3	26	19	12	13	6	6
	山梨県	1	4	4	0	1	0	2	4	1	9
	長野県	7	11	4	3	17	2	3	5	1	8
	新潟県	7	6	0	3	6	0	0	1	0	3
中部弁連	愛知県	53	97	2	6	118	5	9	63	6	238
	三重	7	18	3	4	6	1	3	8	3	3
	岐阜県	3	0	0	1	1	2	1	1	0	2
	福井	1	1	0	0	3	0	0	0	0	2
	金沢	1	3	10	1	0	0	0	3	0	1
	富山県	2	0	4	0	0	0	0	1	0	1
近畿弁連	大阪	188	249	51	47	51	0	12	164	164	124
	京都	34	21	0	11	53	4	9	45	24	26
	兵庫県	45	46	3	24	60	11	15	48	20	39
	奈良	13	2	0	4	7	8	1	1	2	5
	滋賀	4	5	5	1	11	2	2	1	0	6
	和歌山	1	3	0	2	5	0	0	5	2	8
中国弁連	広島	14	12	0	1	37	5	0	20	0	52
	山口県	4	1	1	1	19	6	1	6	0	5
	岡山	20	36	1	9	57	6	3	6	5	26
	鳥取県	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0
	島根県	1	0	0	1	4	1	0	0	3	8
四国弁連	香川県	1	2	0	0	0	0	2	1	2	0
	徳島	3	1	0	0	5	1	4	2	1	1
	高知	3	2	0	0	3	2	0	1	0	1
	愛媛	7	1	0	0	2	0	0	2	0	2
九州弁連	福岡県	61	69	0	22	27	3	2	43	10	57
	佐賀県	3	0	0	0	9	2	3	1	0	1
	長崎県	7	4	1	4	15	9	3	9	2	5
	大分県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	熊本県	11	3	2	3	18	0	1	13	5	25
	鹿児島県	1	4	1	0	15	0	0	11	0	33
	宮崎県	3	1	2	0	4	3	1	9	0	2
	沖縄	0	1	0	0	18	0	0	17	4	63
合計	1109	1147	149	425	1283	148	156	958	547	1577	

## 2 紛議調停申立て

### 1. 弁護士会別紛議調停新受件数一覧

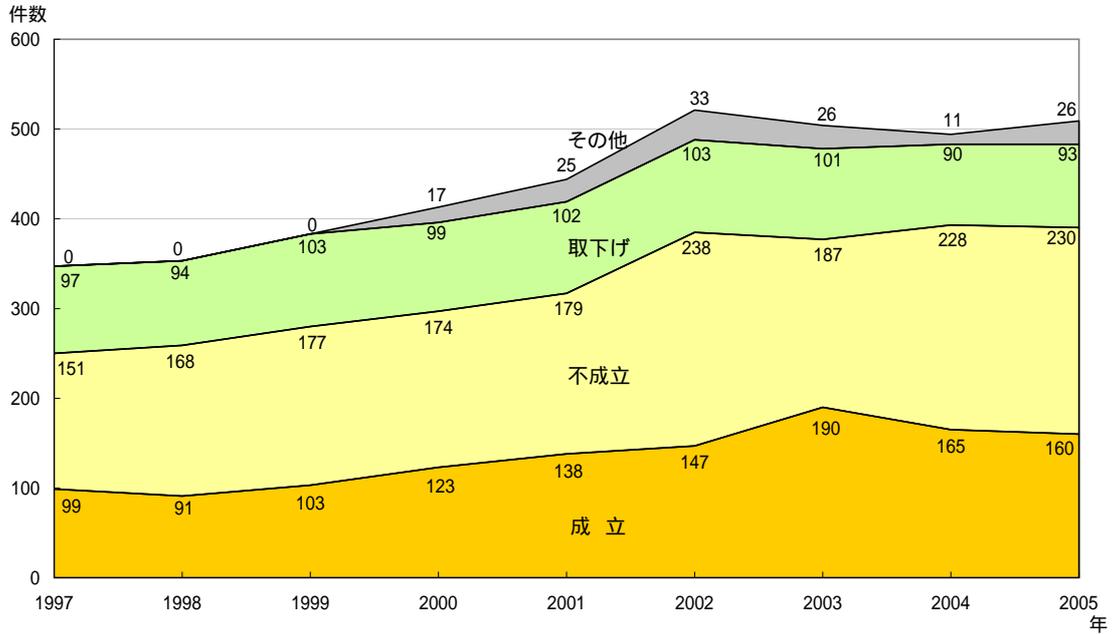
弁護士の職務に関し、依頼者との間で紛議（紛争）が生じた場合は、裁判所その他の外部の機関にその解決を求めるのとは別に、弁護士会が自主的に紛議の当事者双方の主張を聴いたうえ、実情に即した円満な解決を図るため公正妥当な調停を行うのが紛議調停制度である（弁護士法第41条）。

この表は1997年から2005年までの各弁護士会ごとの紛議調停事件の新受件数をまとめたものである。これから、近年は平均して、全国で約500件前後の新件が申し立てられていることが分かる。

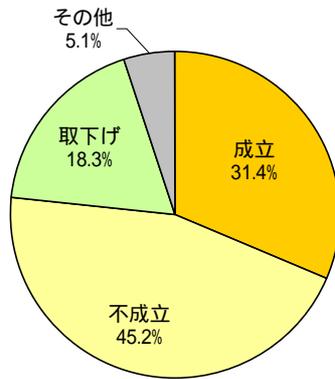
		1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
北海道 弁連	札幌	12	8	24	15	22	22	26	18	16
	函館	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	旭川	2	1	0	1	0	0	1	2	0
	釧路	1	0	1	0	0	0	0	0	0
東北弁連	仙台	6	4	6	6	11	12	5	10	7
	福島県	0	0	1	2	2	0	1	0	0
	山形県	1	2	1	0	0	0	3	10	6
	岩手	0	3	1	4	2	2	1	1	0
	秋田	3	1	8	2	4	5	3	0	0
青森県	0	1	0	0	0	0	1	2	2	
関東弁連	東京	72	87	82	84	90	110	118	112	110
	第一東京	29	25	31	34	41	50	45	37	31
	第二東京	36	61	53	42	49	48	52	53	55
	横浜	12	16	21	5	22	28	16	26	23
	埼玉	7	11	2	7	5	1	17	13	10
	千葉県	7	10	9	5	1	2	4	4	7
	茨城県	1	2	4	22	3	9	5	4	2
	栃木県	1	4	1	2	4	6	6	4	3
	群馬	3	2	2	3	3	7	9	4	0
	静岡県	2	1	2	5	3	3	3	6	10
	山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	長野県	0	2	4	4	8	2	1	3	5
新潟県	0	0	0	3	0	2	1	0	3	
中部弁連	愛知県	19	16	22	20	18	18	13	17	19
	三重	0	3	0	4	3	4	3	4	4
	岐阜県	1	2	4	0	1	3	1	3	0
	福井	5	0	0	0	0	0	0	1	0
	金沢	1	0	0	1	1	3	1	4	3
富山県	1	0	1	0	1	0	2	0	0	
近畿弁連	大阪	57	71	58	68	78	84	63	64	66
	京都	10	12	4	9	17	18	26	14	12
	兵庫県	14	6	5	12	13	18	11	6	15
	奈良	2	3	3	2	4	10	3	7	5
	滋賀	1	1	0	0	0	2	0	1	0
和歌山	0	0	1	2	2	0	2	3	2	
中国弁連	広島	1	3	2	5	12	8	5	13	11
	山口県	1	1	0	4	3	2	0	1	1
	岡山	8	3	2	6	7	9	4	4	6
	鳥取県	0	0	0	0	0	1	2	2	2
島根県	0	2	0	1	1	1	1	0	0	
四国弁連	香川県	3	3	1	3	1	1	4	8	7
	徳島	0	0	0	0	0	1	2	0	1
	高知	0	1	1	0	2	0	0	1	0
	愛媛	3	2	2	0	1	1	0	4	4
九州弁連	福岡県	6	12	11	9	6	15	11	16	14
	佐賀県	0	2	0	1	1	3	1	0	1
	長崎県	3	4	8	3	2	6	0	0	1
	大分県	4	6	0	0	3	0	0	1	0
	熊本県	6	1	2	2	7	4	7	9	14
	鹿児島県	1	0	0	0	6	6	3	0	9
	宮崎県	0	0	0	0	1	2	2	2	2
沖縄	7	8	8	10	9	4	11	12	13	
合計		350	403	388	408	470	534	496	506	505

2. 紛議調停事件(全弁護士会)処理内訳 - 1997～2005年 -

下図は、1997年から2005年までの全弁護士会における紛議調停事件の処理の内訳をまとめたものと、2005年の処理内訳を円グラフで表したものである。これによると、紛議調停事件全体の約3分の1が成立で解決していることが分かる。



2005年の処理内訳



【注】従前の処理内訳では、「和解」「不調」「取下げ」「その他」の4分類で統計を行っていたが、2005年度より、「成立」「不成立」「取下げ」「その他」の分類に変更となった。昨年までの「和解」に該当するのが「成立」、「不調」に該当するのが、「不成立」である。